

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

被保険者証の変更や保険料などについてお知らせします

被保険者証を交換します

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証（黄色）の有効期限は、7月31日（水）となっています。8月1日（木）から使用できる新しい被保険者証（オレンジ色）を、今月中に簡易書留で郵送します（受領印が必要になります）。



▲ 8月1日（木）から、新しい被保険者証（オレンジ色）になります

8月1日（木）以降、現在お持ちの被保険者証（黄色）は確実に処分していただくか、町住民生活課にお返しください。なお、負担割合が変更された被保険者証は、受診時の間違いを防ぐため必ずお返しください。

新しい被保険者証は、裏面に臓器提供の意思表示ができるようになりました。意思表示をする際は、ボールペンで記入してください。個人情報保護の

ためのシールは、町住民生活課にご用意しています。

限度額適用・標準負担額減額認定証が変わります

現在の限度額適用・標準負担額減額認定証（黄色）は7月31日（水）で期限が切れます。

認定証（黄色）をお持ちの人で、8月1日（木）以降も引き続き該当する人には、被保険者証と一緒に、認定証（オレンジ色）を郵送します。

認定証は、被保険者の属する世帯全員の人が住民税非課税の場合に交付され、病院などでの医療費や入院時の食事代が下表の限度額までで済みます。

該当する人で、認定証をお持ちでない人は、町住民生活課までお問い合わせください。

平成25年度の保険料額が決定

7月中旬に、平成25年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。保険料額は、均等割額（47,900円）と所得割額（基礎控除後の所得額の9・26割）を合計した金額で、

年額55万円が上限額になっています。

所得の低い人については、昨年度に引き続き保険料が軽減されます。

また、後期高齢者医療保険の資格を得た日の前日に、被用者保険（協会けんぽ・健保組合・共済組合など）加入者に扶養されていた人については、当分の間は均等割額が9割軽減され、所得割額は掛かりません。

医療費の自己負担限度額（月額）

適用区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ		15,000円

入院時の食事代の標準負担額（1食）

適用区分	入院日数	金額
区分Ⅱ	過去12か月で90日までの入院	210円
	過去12か月で91日を超える入院（再度申請が必要）	160円
区分Ⅰ		100円

7月から保険料を徴収します

保険料は、年金からの差し引き、納付書での支払い、口座振替により納めていただくことになります。手続きにより年金からの差し引きや納付書での支払いから、口座振替による支払いに切り替えることができます。ただし、確実な納付が見込めない人は、口座振替に変更できない場合があります。

あんま・はり・きゅう治療券

「あんま・はり・きゅう」の診療を受ける場合に、平成26年3月31日まで使用できる治療券（1人あたり1,000円の5枚）を交付します。治療券は、町と協定を締結している施術院で利用できます。

必要な人は、被保険者証と印かんを準備の上、町住民生活課で手続きを行ってください。

お問い合わせ先

町住民生活課
☎096-234-1113
(内線105・107)
✉kkg204@town.kosa.lg.jp